

令和4年度 高知県介護支援専門員

実務研修受講試験案内

高知県知事指定試験実施機関

社会福祉法人高知県社会福祉協議会

この試験は、介護支援専門員の業務に関する演習等を主体とする実務的な研修を行うに際し、事前に、介護保険制度、要介護認定等、居宅サービス計画等に関する必要な専門知識等を有していることを確認するために行うものです。(法定の資格試験ではありません。)

※介護支援専門員は、介護保険法に基づき、要介護者・要支援者からの相談に応じ、心身の状況等に応じた適切なサービスをうけられるようにサービス事業者等との連絡調整等を行います。

☆試験日時 令和4年10月9日(日) 午前10:00 開始

☆試験会場 ふくし交流プラザ・土佐塾予備校(予定)

☆受験資格

- ・法定資格保有者
- ・定められた事業所における生活相談員、支援相談員、相談支援専門員、主任相談支援員等

※詳細は裏面(実務経験については、所定の期間が必要となります。)

☆申込受付期間 令和4年6月8日(水)から7月7日(木)まで

①受験申込書は、5月17日(火)から配布します。

②申込書の配布場所：高知県社会福祉協議会、各市町村社会福祉協議会、各市町村役場、福祉保健所、高知市保健所、県庁1階募集要項コーナー

☆受験手数料等 9,800円(受験手数料8,000円、試験問題作成手数料1,800円)

☆申込方法 下の申込先へ持参するか簡易書留で郵送してください。

※持参の場合は、月～金曜日の午前9時から午後5時までです。

(土曜・日曜・祝日は受け付けておりませんのでご了承ください。)

※郵送の場合は、7月7日(木)消印有効です。

申 込 先	社会福祉法人高知県社会福祉協議会 〒780-8567 高知市朝倉成375番地1 高知県立ふくし交流プラザ内
問い合わせ先	高知県社会福祉協議会 088-844-3511 高知県長寿社会課 088-823-9681

受 験 資 格

受験資格を有する者は、ア及びイの期間が通算して5年以上であり、かつ、当該業務に従事した日数が900日以上である者。なお、勤務地が高知県内にある者、又は、勤務地がない場合は住所地が高知県内にある者であること。

- ア 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間
- イ 別記1に定める相談援助業務に従事する者が当該業務に従事した期間

別記1

- (1)介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護にあっては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第37号）第175条第1項第1号に規定する生活相談員
- (2)介護保険法第8条第21項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護にあっては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第110条第1項第1号に規定する生活相談員
- (3)介護保険法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護にあっては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第131条第1項第2号に規定する生活相談員
- (4)介護保険法第8条第27項に規定する介護老人福祉施設にあっては、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第39号）第2条第1項第2号に規定する生活相談員
- (5)介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設にあっては、指定介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第40号）第2条第1項第4号に規定する支援相談員
- (6)介護保険法第8条の2第9項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護にあっては、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第231条第1項第1号に規定する生活相談員
- (7)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第18項に規定する計画相談支援にあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第3条に規定する相談支援専門員
- (8)児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援にあっては、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）第3条に規定する相談支援専門員
- (9)生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第2条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業にあっては、生活困窮者自立支援事業の実施について（平成27年7月27日社援発0727第2号厚生労働省社会・援護局長通知）の別紙（別添1）自立相談支援事業実施要綱3（2）アに規定する主任相談支援員

※詳細は、5月17日（火）から配布される試験案内をご確認ください。